

1 規則等の題名

高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則（平成14年高知県公安委員会規則第5号）の一部改正

2 根拠法令・条項

警察法の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）

3 規則等の制定日

令和4年6月3日（金曜日）

4 結果公示の日

令和4年6月3日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45条）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

他の法令の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- ・ 高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則の一部を改正する規則
- ・ 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部総務課
TEL：088-826-0110（代表）

公 安 委 員 会 規 則

高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月3日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第10号

高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則（平成14年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「不十分と」を「不十分であると」に改める。

第6条中「第79条第2項」を「第79条第3項」に改める。

第8条中「取扱いについて」を「取扱いに関し」に改め、「別に」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則
(抜粋)

(調査の再指示等)

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該調査等が不十分であると認められるときは、本部長に再度必要な措置をとるよう指示することができる。

2 略

(処理結果の通知)

第6条 警察法第79条第3項の規定による通知は、公安委員会が本部長からの報告を基に通知文書の内容を決定し、郵送又は手渡しにより行うものとする。

(本部長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する苦情の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定める。

旧

高知県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則
(抜粋)

(調査の再指示等)

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該調査等が不十分と認められるときは、本部長に再度必要な措置をとるよう指示することができる。

2 略

(処理結果の通知)

第6条 警察法第79条第2項の規定による通知は、公安委員会が本部長からの報告を基に通知文書の内容を決定し、郵送又は手渡しにより行うものとする。

(本部長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する苦情の取扱いについて必要な事項は、本部長が別に定める。